

琉球大学における旧姓使用の取扱い及び手続き等について

〔平成18年12月25日〕
学 長 裁 定

琉球大学（以下「本学」という。）の職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することについて、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 本学における「旧姓使用担当相談員」

本学においては、総務部人事課長を「旧姓使用担当相談員（以下「担当相談員」という。）」とし、本学における旧姓使用についての相談を受け、必要な連絡調整及び周知徹底を行うこととする。

2 旧姓使用ができる文書等

本学においては、本人の申出に基づき、次に掲げる文書等を除き旧姓使用を行うことができることとする。

（1）法令等により、戸籍上の氏名を使用することとされているもの。

税金関係文書（源泉徴収票、扶養控除等申告書、保険料控除申告書、配偶者特別控除申告書等）

共済事業関係文書（組合員証、被扶養者申告書、各種給付金請求書、各種福祉事業申込書等）

財形貯蓄関係文書

旅券関係文書

訴訟関係文書

保険関係文書（生命保険、厚生年金、健康保険等の社会保険、雇用保険等）

（2）その他旧姓使用を行うことが困難であると担当相談員が判断するもの。

なお、旧姓使用の申出があった場合は、原則として旧姓のみの使用を認めることとするが、文書の性質上、戸籍上の氏及び旧姓を併記することが必要な文書並びに併記した方が事務処理上効率的である文書等については併記を認めることとする。

3 旧姓使用申出の手続き

旧姓使用を希望する者は、「旧姓使用申出書」（別紙様式1）を所属部局等の担当課等を通じて担当相談員へ提出する。ただし、氏名変更の届出と併せて旧姓使用の申出を

行う場合は、履歴事項（氏名）変更届によることができるものとする。

戸籍上の氏と旧姓について当該職員の同一性の確認がとれ次第、当該職員の所属部局等の担当課等を通じて当該職員に通知するものとする。これに基づき、当該職員は旧姓を使用することができるものとする。

旧姓使用を行っている者は、旧姓使用を中止したい場合、「旧姓使用中止届」（別紙様式2）を所属部局等の担当課等を通じて担当相談員へ提出する。当該職員は、その時点から戸籍上の氏を使用することができるものとする。

旧姓使用に関する、旧姓使用開始年月日及び旧姓使用中止年月日等の必要な記録は人事記録に記載する。

旧姓使用を希望する者及び旧姓使用の中止をする者が、自身の旧姓使用及び旧姓使用の中止につき学内への周知を図ることを希望する場合は、必要に応じて担当相談員が相談に応じ、学報掲載等適切な方法で周知を図る。

本学への採用前に在職していた国立大学法人等から送付された履歴に関する証明に、使用する旧姓及び旧姓使用開始年月日が記載されている場合は、当該職員に旧姓使用の有無について確認の上、当該職員から旧姓使用の申出があったものとみなし、当該職員が旧姓使用を行うことを認めるものとする。

4 実施日

本決定は平成18年12月25日から実施する。

5 その他

この取扱の実施の際、現に本学において旧姓を使用することを認められた者については、この取扱により認められたものとみなす。